

## 令和5年第2回砂川市議会定例会

令和5年6月21日（水曜日）第3号

### ○議事日程

#### 開議宣告

- 日程第 1 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて  
報告第 2号 下水道事業会計予算の繰越について
- 日程第 2 報告第 3号 令和4年度砂川市病院事業会計予算の弾力条項の適用について
- 日程第 3 議案第 8号 財産の取得について
- 日程第 4 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第 2号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4号 砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算
- 散会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて  
報告第 2号 下水道事業会計予算の繰越について
- 日程第 2 報告第 3号 令和4年度砂川市病院事業会計予算の弾力条項の適用について
- 日程第 3 議案第 8号 財産の取得について
- 日程第 4 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第 2号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 4号 砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算

○出席議員（13名）

議 長	多比良 和 伸 君	副議長	小 黒 弘 君
議 員	是 枝 貴 裕 君	議 員	石 田 健 太 君
	伊 藤 俊 喜 君		山 下 克 己 君
	高 田 浩 子 君		鈴 木 伸 之 君
	中 道 博 武 君		水 島 美 喜 子 君
	沢 田 広 志 君		武 田 真 君
	辻 勲 君		

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂川市監査委員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	信 太 英 樹
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	井 上 守 之
病院事業管理者	平 林 高 之
総務部長	板 垣 喬 博
兼 会 計 管 理 者	
総 務 部 審 議 監	安 原 雄 二
市 民 部 長	堀 田 一 茂
保 健 福 祉 部 長	安 田 貢 勉
経 済 部 長	野 田 勉

経 済 部 審 議 監	畠 山 秀 樹
建 設 部 長	齊 藤 隆 史
病 院 事 務 局 長	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 次 長	山 田 基
病 院 事 務 局 審 議 監	洪 谷 和 彦
総 務 課 長	岩 間 賢 一 郎
政 策 調 整 課 長	玉 川 晴 久

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	東 正 人
指 導 参 事	堤 雅 宏
教 育 委 員 会 技 監	徳 永 敏 宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	川 端 幸 人
-------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	板 垣 喬 博
-----------------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	野 田 勉
-------------------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	為 国 修 一
事 務 局 次 長	安 武 浩 美
事 務 局 主 幹	齊 藤 亜 希 子
事 務 局 係 長	野 荒 邦 広

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 おはようございます。暑い方は上着をお脱ぎください。ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 報告第1号 繰越明許費の繰越しについて

報告第2号 下水道事業会計予算の繰越について

○議長 多比良和伸君 日程第1、報告第1号 繰越明許費の繰越しについて、報告第2号 下水道事業会計予算の繰越についての2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 (登壇) 報告第1号 繰越明許費の繰越しについてご報告を申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰越明許費を繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

令和4年度砂川市一般会計繰越明許費繰越計算書に基づき、ご説明をいたします。3款民生費、2項児童福祉費、事業名、出産・子育て応援事業は金額562万4,000円ありますが、うち562万2,000円を翌年度に繰越しするものであります。4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業は金額649万9,000円、10款教育費、2項小学校費、事業名、学校教育活動体制整備事業は金額450万円、同じく3項中学校費、事業名、学校教育活動体制整備事業は金額135万円であり、全額を翌年度に繰越しするものであります。財源内訳につきましては、未収入特定財源は国、道支出金であり、合わせて繰り越すものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 (登壇) 報告第2号 下水道事業会計予算の繰越についてご報告申し上げます。

地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき建設改良費を繰越いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

令和4年度砂川市下水道事業会計予算繰越計算書に基づき、ご説明いたします。1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、空知太中継ポンプ場耐震診断調査事業は金額1,600万円、同じく、事業名、流域下水道整備事業は本市が建設費の一部を負担する北海道の事業であり、金額693万9,871円、いずれも年度内の完成が見込めないため、翌

年度に繰越しするものであります。財源内訳につきましては、空知太中継ポンプ場耐震診断調査事業は国庫支出金、流域下水道整備事業は地方債を合わせて繰り越すものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 これより報告第1号及び第2号の一括質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号及び第2号を終わります。

◎日程第2 報告第3号 令和4年度砂川市病院事業会計予算の弾力条項の適用  
について

○議長 多比良和伸君 日程第2、報告第3号 令和4年度砂川市病院事業会計予算の弾力条項の適用について。

提出者の説明を求めます。

病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君（登壇） 報告第3号 令和4年度砂川市病院事業会計予算の弾力条項の適用についてご報告申し上げます。

初めに、弾力条項とは、地方公営企業は業務量の増加に伴い、公営企業の業務のために直接必要な経費に不足を生じたときは当該業務量の増加に伴い増加する収入に相当する金額を当該企業の業務のために直接必要な経費に使用することができるとされているものであります。

弾力条項の適用理由といたしましては、令和4年度予算において最終補正予算となる決算見込みの積算時以降の入院患者数及び検査数等の業務量の増加により、診療に直接必要な材料費のうち、薬品費及び診療材料費が増加し、予算を超えて支出することとなりました。具体的に申し上げますと、昨年夏に発生した院内クラスターによる診療制限や診療単価の落ち込みを考慮し、入院患者の予定数、診療収益を積算しましたが、12月から予定を上回る入院患者数や検査等の増加に伴い、入院収益が最終補正予算から3億3,000万円ほど増加となり、患者数、診療単価と連動する診療に直接必要な薬品、診療材料の予算が不足したものであります。地方公営企業法第24条第3項に基づき弾力条項を適用し、材料費の支出を行いましたので、収入、支出ともに適用額に係る財源充当額が1億741万3,000円となったことから、報告するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 これより報告第3号の質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第3号を終わります。

◎日程第3 議案第8号 財産の取得について

○議長 多比良和伸君 日程第3、議案第8号 財産の取得についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 (登壇) 議案第8号 財産の取得についてご説明申し上げます。

提案の理由は、砂川市の住民記録、税情報等の管理に資するため、総合行政情報(住民情報)システム機器一式を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格2,000万円以上の財産の取得に該当することから、議会の議決を求めるものであります。

1、財産の種類は、砂川市総合行政情報(住民情報)システム機器一式であります。

2、設置場所は、市役所庁舎サーバー室であります。

3、取得価格は、5,442万9,000円であります。

4、取得の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合組合長職務代理者副組合長、三井一敏氏であります。

なお、3ページには議案第8号参考資料といたしまして取得する総合行政情報(住民情報)システム機器一式の概要を添付しておりますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 これより議案第8号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて

○議長 多比良和伸君 日程第4、議案第24号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 (登壇) 議案第24号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年度砂川市一般会計補正予算について専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分の年月日は、令和5年5月11日であります。

専決処分の理由であります。令和5年度一般会計補正予算について、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯への支援として地方創生臨時交付金事業(電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分(低所得世帯支援枠))を実施するため、また食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯への支援として子育て世帯生活支援特別給付金支給事業を実施するため、令和5年度同会計予算の補正について特に緊急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、当該予算を専決処分により補正をいたしましたので、承認を求めるものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。今回の補正は、第2号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,333万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ126億8,868万7,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄の頭に付してある二重丸は今補正による臨時事業であります。10ページをお開きいただきたいと存じます。3款民生費、1項1目社会福祉総務費で二重丸、地方創生臨時交付金事業(電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分)に要する経費9,545万円の補正は、国では3月22日開催の物価・賃金・生活総合対策本部において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額と新たに低所得世帯支援枠の創設を決定したことから、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る低所得世帯支援枠の事業として令和5年度住民税非課税世帯に対し特別給付金を支給するための経費であり、1世帯当たり3万円を対象世帯3,050世帯に給付する住民税非課税世帯特別給付金9,150万円のほか、職員手当、システム改修委託料などあります。

次に、同じく2項1目児童福祉総務費で二重丸、子育て世帯生活支援特別給付金支給事

業に要する経費1, 788万円の補正は、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯への国による特別給付金事業として低所得の子育て世帯に対し特別給付金を支給するための経費であり、児童1人当たり5万円を対象世帯として児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）のほか、それ以外で住民税均等割が非課税の子育て世帯等に対し、合わせて220世帯350人に給付する子育て世帯生活支援特別給付金1, 750万円のほか、職員手当などがあります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明をいたします。15款国庫支出金で1億1, 333万円の補正は、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費補助金、地方創生臨時交付金事業費補助金であります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 これより議案第24号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第24号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第2号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につ



いて

議案第1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算

○議長 多比良和伸君 日程第5、議案第2号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算の6件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 (登壇) 私から議案第2号から第5号までご説明申し上げます。

初めに、議案第2号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、行政手続の簡素化を目的に、福祉医療費の助成事務について行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、他の市町村等との個人番号を利用した情報連携を可能とするとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、本条例を改正する経過についてであります。福祉医療費の助成に係る事務では所得や課税区分等による判定が必要であり、これらの情報について他の市町村等と個人番号を利用した情報連携を行うことにより、従来は申請者へ求めていた所得課税証明書の提出が不要となり、利便性の向上が図られるところであります。情報連携の実施に当たっては独自利用事務として条例で定めることが必要となるものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、議案第2号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第4条は、個人番号の利用範囲の定めであり、第4条第1項中、「事務は、」の次に「別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び」を加え、第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に第2項として、「別

表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。」を加えるものであります。

第5条は、特定個人情報の他の機関への提供の定めであり、第1項中「次の表」を「別表第3」に改め、同条の表を削るものであります。

条文を加える部分につきましては、条文の要旨をご説明いたします。本則に第6条として規則への委任規定を加えるものであります。

附則の次に、法第9条第2項の規定に基づく独自利用事務の定めである別表第1、独自利用事務で利用する特定個人情報についての定めである別表第2、法第19条第11号の規定に基づく同一地方公共団体内の他の執行機関との情報連携についての定めである別表第3を加えるものであります。

附則として、第1項は施行期日であり、この条例は、令和6年2月1日から施行するものであります。ただし、次項の規定は、公布の日から施行するものであります。

第2項は準備行為であり、この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方税法の一部が改正されたこと等に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市税条例の一部を改正する条例であります。改正の主な内容につきましては7ページ、議案第3号附属説明資料ナンバー1によりご説明申し上げます。なお、附属説明資料ナンバー1、市税条例の改正要旨の表の構成につきましては、左から改正条項、改正項目、改正の内容、適用年月日となっております。

第34条の9第2項の改正は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除の定めであり、配当割額または株式等譲渡所得割額に係る所得割の額から控除することができなかつた金額のうち、還付すべき金額により納付し、または納入する税として森林環境税を追加する改正及び条文整理であります。

第36条の3の2の改正は、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の定めであり、扶養親族等申告書に記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合に記載事項を簡素化する規定の追加に伴う項の移動及び引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第38条第1項、第3項の改正は、個人の市民税の徴収の方法の定めであり、森林環境

税の賦課徴収についての項の追加及び条文整理であります。

第41条の改正は、個人の市民税の納税通知書の定めであり、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加する改正及び条文整理であります。

第44条第1項から第3まで、第5項、第6項の改正は、給与所得に係る個人の市民税の特別徴収の定めであり、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含める改正及び条文整理であります。

第47条の改正は、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れの定めであり、給与所得に係る特別徴収税額の過誤納金を森林環境税の未納の徴収金として納付し、または納入することを委託されたものとみなす取扱いを追加する改正及び条文整理であります。

第47条の2の改正は、公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収の定めであり、特別徴収の方法により徴収する公的年金等の所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含める改正及び条文整理であります。

8ページを御覧願います。第47条の6の改正は、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れの定めであり、年金所得に係る特別徴収税額の過誤納金を森林環境税の未納の徴収金として納付し、または納入することを委託されたものとみなす取扱いを追加する改正及び条文整理であります。

第82条の改正は、軽自動車税の種別割の税率の定めであり、原動機付自転車の種別割に係る3輪の特定小型原動機付自転車についてミニカーの区分から除外し、50cc以下の区分とする改正であります。

第143条第2項から第4項までの改正は、国民健康保険税の課税額の定めであり、後期高齢者支援金等課税額の限度額について20万円を22万円にする改正及び条文整理であります。

第159条第1項の改正は、国民健康保険税の減額の定めであり、減額後の課税限度額を第143条第2項から第4項までの改正と同様にする改正及び軽減の対象となる世帯の軽減判定所得における被保険者数に乗ずるべき金額について5割軽減は28万5,000円を29万円に、2割軽減については52万円を53万5,000円に引き上げる改正であります。

課税限度額の改正、軽減措置の拡充による具体的な影響につきましては、附属説明資料ナンバー2以降でご説明申し上げます。11ページ、附属説明資料ナンバー2を御覧願います。国民健康保険医療給付費の課税額比較表であります。表の左側、中ほどに軽減額の欄があり、改正部分は5割軽減、2割軽減の網かけのところであります。表の一番右の合計欄で説明いたします。5割軽減は現行世帯の合計423世帯が改正後は427世帯となり、4世帯の増、軽減額で9万4,000円の増、2割軽減は現行世帯の合計243世帯が改正後は245世帯となり、2世帯の増、軽減額で3万5,000円の増であります。

5割軽減と2割軽減を合わせ6世帯の増となり、軽減の拡充による影響額は軽減額が12万9,000円の増となります。

12ページ、附属説明資料ナンバー3を御覧願います。後期高齢者支援金の課税額の比較表であります。この表の改正部分は、5割軽減、2割軽減と限度額の改正であります。一番右の合計欄で説明いたします。5割軽減、2割軽減を合わせた影響する対象世帯は、医療給付費と同じ6世帯です。軽減額は3万8,000円の増、限度額は現行16世帯、限度額20万円が改正後は15世帯で1世帯の減、限度額が22万円となり、限度額が上がることから影響額は超過による軽減額が30万8,000円の減となります。軽減の拡充と限度額の引上げによる影響額は合計年税額で27万円の増、収入見込みで25万8,000円の増となります。

13ページ、附属説明資料ナンバー4を御覧願います。介護納付金の課税額の比較表であります。この表の改正部分は、5割軽減と2割軽減の改正であります。一番右の合計欄で説明いたします。5割軽減と2割軽減を合わせた影響は、2世帯の増、軽減額で1万2,000円の増となります。軽減の拡充による影響額は、合計年税額で1万2,000円の減、収入見込みで1万1,000円の減となります。医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金を合わせた国民健康保険税全体の影響は、軽減の拡充で17万9,000円の減、限度額引上げで30万8,000円の増、合計で12万9,000円の増と見込んでおります。

14ページ、附属説明資料ナンバー5を御覧願います。給与収入の2人世帯で介護納付金がない場合の所得段階別比較表であります。表の一番上の欄に税率等の比較を記載しており、一番右の欄には今回の改正で2万円引上げとなる後期高齢者支援分の限度額の引上げ分を記載しております。この表の一番左の所得段階区分では、所得が101万円の世帯が2割軽減から5割軽減の対象となり、所得が147万4,000円の世帯が軽減なしから2割軽減の対象となるため税額が減となり、所得が650万円以上の世帯では限度額の引上げにより税額が増となります。右側の備考欄を御覧ください。ここには限度額を引き上げることにより影響が生じる所得段階を記載しております。後期高齢者支援分の限度額の引上げにより、給与収入で842万9,630円を超える世帯から影響が生じ、年収910万3,334円を超えると一律2万円の増額となるものであります。

15ページ、附属説明資料ナンバー6を御覧願います。給与収入の2人世帯で介護納付金がある場合の所得段階別比較表であります。表の一番上の欄に税率等の比較を記載しており、一番右の欄には今回の改正で2万円引上げとなる後期高齢者支援分の限度額引上げ分を記載しております。この表の一番左、所得段階別区分では、所得が101万円の世帯が2割軽減から5割軽減の対象となり、所得が147万4,000円の世帯が軽減なしから2割軽減の対象となるため税額が減となり、所得が650万円以上の世帯では限度額の引上げにより税額が増となります。右側の備考欄を御覧ください。後期高齢者支援分の限

限度額を引き上げるにより影響が生じる所得段階は、附属説明資料ナンバー 5 と同様であります。

限度額の引上げにつきましては、保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の負担軽減を図る観点から賦課限度額を見直すとともに、経済動向等を踏まえ、保険料軽減の対象世帯に係る所得判定基準を見直す等、所要の整備を行うもので、この軽減措置の拡充に伴う影響分につきましては別途地方財政措置により補填される所であり、国民健康保険会計には影響を及ぼさないものであります。国民健康保険税における限度額の引上げによる影響等の説明は以上であります。

8 ページにお戻り願います。第 159 条の 2 の改正は、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第 160 条の 2 第 2 項の改正は、国民健康保険税の特例対象被保険者等に係る申告の定めであり、国民健康保険税の特例対象被保険者等に係る申告書を提出する場合に提示する書類として雇用保険受給資格通知を用いることも可能とする改正及び条文整理であります。

9 ページを御覧願います。附則第 15 条の 2 第 4 項及び附則第 16 条の 2 第 3 項の改正は、軽自動車税の環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例の定めであり、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして軽自動車税の環境性能割及び種別割の納税不足額を徴収する際に加算する割合について 100 分の 10 を 100 分の 35 にする改正であります。

附則第 27 条から附則第 29 条まで、附則第 31 条から附則第 34 条まで、附則第 37 条、附則第 38 条の改正は、国民健康保険税の課税の特例の定めであり、引用条項の変更等に伴う条文整理であります。

附則第 39 条の改正は、新型コロナウイルス感染症等の影響による国民健康保険税の減免の特例の定めであり、新型コロナウイルス感染症等の影響により収入が減少したこと等による被保険者に係る国民健康保険税の減免の特例が適用となる納期限を延長する改正であります。

5 ページにお戻りいただきたいと存じます。改正附則についてであります。第 1 条は、施行期日であり、この条例は、公布の日から施行するものであります。ただし、第 1 号に定める軽自動車税の種別割に関するものは令和 5 年 7 月 1 日、第 2 号に定める森林環境税の導入に伴う徴収方法の規定の整備に関すること及び軽自動車税に係る自動車メーカーの不正行為に関する再発防止策の強化に関するものは令和 6 年 1 月 1 日、第 3 号に定める個人の市民税に係る扶養親族等申告書の記載事項の簡素化に関するものは令和 7 年 1 月 1 日から施行するものであります。

第 2 条は、市民税に関する経過措置であり、改正後の規定は施行日以後の期間に適用し、同日前については従前の例によるものであります。

第 3 条は、軽自動車税に関する経過措置であり、改正後の規定は施行日以後の期間に適

用し、同日前に取得された軽自動車に対して課するものについては従前の例によるものがあります。

第4条は、国民健康保険税に関する経過措置であり、改正後の規定は令和5年度以後の年度分から適用するもので、令和4年度分までは従前の例によるものがあります。

以上が地方税法の改正等による砂川市税条例の一部を改正する条例の改正内容であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第4号 砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、固定資産税の課税免除を受けることができる地域経済牽引事業のための施設の取得期限を延長するとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、本条例を改正する経過についてであります。法に基づき、同意を受けた基本計画における優遇制度として地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済効果を及ぼす地域経済牽引事業のための施設の課税免除を行っており、市町村に対する国からの減収補填の期限が令和7年3月31日まで延長されたことから、本条例を改正するに至ったものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第4号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は、課税免除の定めであり、第1項中「同意基本計画の同意の日から起算して5年以内に法第13条第4項又は第7項の承認を受けた者のうち」を「法第13条第4項又は第7項の承認を受けた者のうち、同意基本計画の同意の日から令和7年3月31日までに」に改め、「及び第3条第2項」を削り、「いう。）」の次に「）」を加えるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第5号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、乳幼児等に係る医療費の助成制度を拡充することから、乳幼児等の定義を改め、助成に係る所得制限を廃止すること等により対象者を拡大するとともに、条文を

整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

本市の乳幼児等医療費助成の経過につきまして若干ご説明いたしますと、平成24年8月から所得制限対象者を除く未就学児の医療費に係る自己負担の無料化を行い、令和2年8月には住民税非課税世帯の小学生の自己負担を無料化し、課税世帯の小学生については通院に係る自己負担を3割から1割にする助成を行ってきたところであります。今回課税世帯の小学生及び所得制限で助成対象外となっている小学生及び未就学児につきましては令和5年8月診療分から、新たに助成の対象範囲を拡大する中学生、高校生等につきましては令和6年4月診療分から自己負担を無料とするため、本条例を改正するに至ったものであります。

次ページをお開き願います。砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、議案第5号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、目的の定めであり、「乳幼児等」を「子ども」に改めるものであります。

第2条は、定義の定めであり、第2号中「乳幼児等」を「子ども」に改め、「12歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの者」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改め、第3号中「乳幼児等」を「子ども」に改め、第9号を削るものであります。

第3条は、助成の対象者の定めであり、第2号中「乳幼児等」を「子ども」に改め、「所得の額が規則で定める額を超えない」を削り、「乳幼児等の」を「子どもの」に改め、「監護されている乳幼児等」を「監護されている子ども（本市以外の市区町村に住所を有する保護者に監護されている子どもであって、当該市区町村による医療費の助成を受けることができるものを除く。）」に改め、第2項として、「前項の規定にかかわらず、医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者であり、本市に住所を有する保護者に監護されている本市以外の市区町村に住所を有する子どものうち、当該市区町村による医療費の助成を受けることができない者は助成の対象とすることができる。」とする規定を追加するものであります。

第4条は、助成の範囲の定めであり、第2号中「乳幼児等」を「子ども」に改めるものであります。

第5条は、助成の額の定めであり、「一部負担金」を「規則で定める一部負担金」に改めるものであります。

助成制度の拡充内容につきまして9ページ、議案第5号参考資料を御覧願います。乳幼児等に係る医療費助成制度の拡充の内容ですが、上段の表が現在の助成内容、中段の表は令和5年8月に拡大する部分を表示したもので、下段の表は令和6年4月に拡大する部分を表示したものであります。令和5年8月に拡大する助成内容は、課税世帯の小学生

及び所得制限で助成対象外となっていた小学生及び未就学児について所得制限対象世帯の未就学児は2割、課税世帯の小学生は1割、所得制限対象世帯の小学生は3割の入院、通院に係る医療費の自己負担をそれぞれ本年8月診療分から無料とするものであります。令和6年4月に拡大する助成内容は、これまで乳幼児等医療費の助成制度の対象範囲としていなかった中学生、高校生等について入院、通院に係る医療費の自己負担3割を令和6年4月診療分から無料とするものであります。

参考資料の説明は以上であります。

7ページにお戻り願います。附則として、第1項は施行期日であり、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。ただし、「乳幼児等」を「子ども」に改めること、小学生及び未就学児の所得制限を廃止すること等については、令和5年8月1日から施行するものであります。

第2項、第3項は経過措置であり、この条例の改正後の規定中、所得制限が廃止され、対象となった小学生及び未就学児に関する部分は、令和5年8月1日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費についてはなお従前の例によるものであります。また、この条例の改正後の規定中、新たに対象となった中学生及び高校生等に関する部分は、令和6年4月1日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 議案第7号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。新型コロナウイルス感染症等の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者に係る保険料の減免の特例が適用となる納期限を延長するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。砂川市介護保険条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第7号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

附則第8条は、新型コロナウイルス感染症等の影響による保険料の減免の特例の定めであり、同条中「令和5年3月31日」を「令和5年9月30日」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 (登壇) 議案第1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。



今回の補正は、第3号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,884万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ138億3,752万9,000円とするものであります。

第2条は、継続費であります。5ページ、第2表、継続費に記載のとおり、10款教育費、1項教育総務費、事業名、義務教育学校建設移転支援業務等委託1,525万7,000円について、令和5年度から8年度までの4か年の継続事業として総額及び年割額を定めるものであります。

第3条は、地方債の変更であります。6ページ、第3表、地方債補正に記載のとおり、公営住宅建設事業債から脱炭素化推進事業債まで6億440万円を補正し、補正後の限度額を11億9,390万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるのは今補正による臨時事業であります。

26ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項2目文書広報費で一つ丸、広報業務に要する経費の広報すながわ発行費60万5,000円の補正は、主に表裏2色刷で作成している広報すながわを文字や写真、表、グラフ、絵柄などに色を加え、重要な情報を強調するなど、より効果的に情報を伝えるためカラー化する経費であります。同じく二重丸、市勢要覧作成に要する経費29万5,000円の補正は、市勢要覧の4年に1度の計画的な更新であり、オールカラー24ページ構成とし、2,000部作成するもので、印刷製本費などの経費であります。

同じく5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費の旧オアシスゴルフ場クラブハウス等解体工事費3,058万円の補正は、平成2年に旧オアシスゴルフ場に建てられたクラブハウス、事務所プレハブ、カート置場等について30年以上が経過し、老朽化が著しく、使用用途もないことから、解体するものであります。

同じく10目市民生活推進費で一つ丸、南地区コミュニティセンターの管理に要する経費の照明LED化改修工事費1,633万5,000円の補正は、照明器具をLEDへ改修し、施設環境の充実を図るとともに、省エネルギー化や脱炭素化を推進するものであります。

同じく12目電算管理費で二重丸、文書管理、電子決裁システム導入に要する経費2,574万1,000円の補正は、文書管理、電子決裁システムを導入し、文書の收受、審査、決裁、書類の保存といった一連の業務をデジタル化し、事務の効率化やペーパーレス化のためのシステム導入委託料2,145万円、保守点検委託料340万6,000円などの経費であります。

次に、28ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費で二重丸、地方創生臨時交付金事業（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分）に要する経費736万9,000円

の補正は、国の物価高騰対策として追加交付された地方創生臨時交付金における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、物価高騰対策事業として5月11日付で専決処分をさせていただいた住民税非課税世帯に対する1世帯当たり3万円の特別給付金支給事業の支給対象とならない令和5年度住民税の均等割のみが課税されている世帯400世帯に対し給付金を支給するものであり、支給額については北海道がこれらの課税世帯を対象に低所得世帯臨時特別給付金支給事業として1世帯当たり1万2,000円を給付することから、国の住民税非課税世帯に対する特別給付金の給付額3万円と同額となるよう、北海道の事業との差額分1万8,000円を給付するもので、物価高騰対策生活支援特別給付金720万円、事務経費として通信運搬費やその他の経費16万9,000円であります。

同じく2目障害者福祉総務費で二重丸、旧自立支援センターの解体に要する経費5,498万9,000円の補正は、当センターは砂川保健所の統合に伴い、平成13年5月に北海道より福祉施設として利活用することとして無償譲渡を受け、これまで社会福祉法人等3団体が障害者福祉の活動拠点として利用してきましたが、昭和39年の建設から58年が経過し、老朽化が著しいため、今般この3団体によりそれぞれ敷地内に新たな施設が建設されたことから、当センターを解体し、施設利用者が安全に利用できるよう環境整備を図るもので、アスベスト調査委託料60万5,000円、解体工事費5,438万4,000円であります。

同じく4目身体障害者福祉費で一つ丸、重度心身障害者医療に要する経費の医療費扶助1万5,000円の補正は、子育て世代の負担軽減のため、重度心身障害者医療費に係る課税世帯の小学生について令和5年8月から自己負担を無料とするための経費であります。

同じく6目老人福祉費で一つ丸、老人憩の家の管理に要する経費の北光老人憩の家屋根改修工事費367万4,000円の補正は、平成9年に大規模増改築及び屋根のふき替え工事を実施して以来約25年が経過し、近年断続的に雨漏りが発生していることから、屋根の一部改修工事を実施し、建物の維持、保全を図るものであります。

同じく8目ふれあいセンター費で一つ丸、ふれあいセンターの管理に要する経費のインターネット通信環境整備委託料207万8,000円の補正は施設内でのロゴフォームを使用した各種検診時のアンケートや講座の申し込みのほか、待ち時間に気軽にインターネットを使用するなど市民の利便性の向上を図るため、Wi-Fi設備を整備するものであり、工事請負費1億566万6,000円の補正は空調設備整備工事及び照明LED化改修工事であり、高齢者や乳幼児等の来館が多い施設であることから、夏場の熱中症のリスクを抑え、来館者の安全と利便性の向上を図るため空調設備の設置及び施設の長寿命化を図るため、経年劣化した受変電設備の改修を行うとともに、照明器具をLEDへ改修し、施設環境の充実を図り、省エネルギー化や脱炭素化を推進するものであります。

次に、30ページ、同じく2項1目児童福祉総務費で一つ丸、乳幼児等医療に要する経

費の医療費扶助376万2,000円の補正は、子育て世代の負担軽減のため、乳幼児等医療費に係る課税世帯の小学生及び所得制限で助成対象外となっていた小学生以下の子供について令和5年8月から自己負担を無料とするための経費であります。同じく一つ丸、ひとり親家庭等医療に要する経費の医療費扶助28万6,000円の補正は、子育て世代の負担軽減のため、ひとり親家庭等医療費に係る課税世帯の小学生について令和5年8月から自己負担を無料とするための経費であります。同じく二重丸、子供医療費無料化に要する経費395万4,000円の補正は、子育て世代の負担軽減のため、令和6年4月より助成対象年齢を18歳まで拡大するとともに、所得制限を廃止し、18歳以下の子供に係る医療費の自己負担を無料とするため、受給者証の交付に係る事前準備等を行うためのシステム改修委託料205万7,000円などの経費であります。

同じく3目子ども発達支援費で一つ丸、子ども通園センターの運営管理に要する経費の備品購入費12万円の補正は、通所児童に対し、アプリや動画など視覚的に分かりやすいタブレットを活用することで児童の特性に応じた療育指導の選択の幅を広げるため、タブレット4台を購入する経費であります。

同じく5目保育所費で一つ丸、保育所の運営管理に要する経費のひまわり保育園照明LED化改修工事費1,518万円の補正は、照明器具をLEDへ改修し、施設環境の充実を図るとともに、省エネルギー化や脱炭素化を推進するものであり、備品購入費22万4,000円の補正は各保育所の園庭の砂場に備えられている砂飛散防止カバーが経年劣化により衛生管理上の対応が必要なことから、カバーシートを購入するものであります。同じく二重丸、地方創生臨時交付金事業（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分）に要する経費の食材価格高騰対策事業の賄い材料費133万7,000円の補正は、食材等の物価高騰による保護者の負担を増加させないよう、地方創生臨時交付金を活用し、価格高騰分を副食費に転嫁することなく、これまで同様の給食等を提供するための経費であります。

次に、32ページ、同じく二重丸、ICTシステム導入に要する経費817万3,000円の補正は、スマートフォンなどの専用アプリを利用して保護者との情報共有の円滑化と迅速化、さらに保育日誌や指導案作成などシステム上での情報の一元管理により保育士間の情報共有を図り、保育現場における業務の効率化を図るため、ICTシステムを導入するものであり、各保育所にWi-Fiを設置するシステム導入委託料206万8,000円及び事務室、各保育室、玄関に設置する端末機を39台購入するための備品購入費534万2,000円などの経費であります。

次に、34ページ、4款衛生費、1項3目母子保健費で一つ丸、乳幼児健診に要する経費の備品購入費151万8,000円の補正は、3歳児健診で実施している視覚検査について現在の絵視標による視力検査及びアンケートによる1次検査に加え、弱視を早期に発見できる検査機器を購入し、機器による2次検査を行うことにより適切な治療につなげるものであります。

同じく2項1目ごみ処理費で一つ丸、ごみ収集処理に要する経費の浸出水処理施設長寿命化工事費4,268万円の補正は、ごみ処理場の長寿命化のため、処理施設内の各槽及び配管設備等を計画的に更新、改修するものであります。

次に、36ページ、6款農林費、1項2目農業振興費で一つ丸、中山間地域等直接支払事業に要する計2,679万4,000円の補正は、生産条件が不利な中山間地域の農業者に対し、平たん地域との生産条件の格差分を直接支払いすることにより耕作放棄地の発生防止と農業、農村の多面的機能を確保するための経費であります。同じく一つ丸、多面的機能支払事業に要する経費2,021万6,000円の補正は、農地、農業用水路等の資源について地域内の農業者等で構成される組織で行う水路の泥上げや農道の草刈りなどの地域資源の基礎的保全活動等に係る支援を行うための経費であります。

同じく4目畜産業費で二重丸、地方創生臨時交付金事業（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分）に要する経費の飼料価格高騰対策事業、飼料価格高騰酪農緊急対策給付金105万円の補正は、飼料価格高騰等の影響を受ける酪農経営者を支援するため、生産コストの削減や国産粗飼料の利用拡大に継続して取り組む酪農経営者に対し、購入諸費用等のコスト上昇分の一部に対する補填として国及び北海道が実施する国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業は対象が26か月以上の成牛であることから、地方創生臨時交付金を活用し、交付対象外となる育成牛及び子牛に対して同額を支援するものであります。対象は26か月未満の育成牛及び子牛75頭であり、給付金の支給額は国及び北海道の支援額合計と同額の1頭当たり1万4,000円であります。

同じく2項1目林業振興費で二重丸、森林経営管理に要する経費の路網整備工事費700万円の補正は、森林の整備に関する施策、木材の利用の促進など適切な経営管理と森林整備等を進めるため令和元年に創設された森林環境譲与税を財源に、これまで十分な管理ができていなかった路網について計画的に整備を進めるものであります。

次に、38ページ、7款商工費、1項1目商工振興費で一つ丸、商工業振興対策に要する経費の中小企業等振興補助金32万円の補正は、商店街活性化事業についてイベントに係る諸経費等が高騰し、事業の継続が困難となってきたことから、お祭り広場事業に対し助成するものであります。同じく一つ丸、商工業金融対策に要する経費の保証融資利子補給交付金43万2,000円の補正は、制度融資の条件緩和及び運転資金における償還期限の統一など、利用しやすい制度に見直し、創業者のスタートアップを支援するものであります。同じく二重丸、地方創生臨時交付金事業（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分）に要する経費4,263万円の補正のうち、中小企業振興対策事業、プレミアム商品券発行事業補助金3,963万円の補正は、地方創生臨時交付金を活用し、砂川商工会議所が実施するプレミアム商品券発行事業に対し、その経費の一部を補助することにより、地元商店街等での消費活動を促し、商工業活性化を図るとともにエネルギー、食料品等の物価高騰の影響を受けている消費者の消費喚起を促すものであり、1セット6,

5000円の商品券をプレミアム率30%として5,000円で販売し、1世帯につき4セットまで購入できるものであります。同じく商店街連合会商品券発行事業補助金300万円の補正は、地方創生臨時交付金を活用し、夏及び冬の大売出し商戦に向け、砂川商店会連合会加盟店専用の商品券を発行し、中心市街地及び商店街の活性化を図るとともに、地元商店街における直接的な購買行動を促すものであります。

同じく3目観光費で一つ丸、イベントに要する経費の納涼花火大会補助金200万円の補正は、砂川納涼花火大会は本市の観光振興につながる重要なイベントであることから、主催する砂川商工会議所に対し、運営費の一部を補助するものであります。同じく一つ丸、観光協会補助金の事業費補助金463万8,000円の補正は、各観光関連団体が市内において実施する観光振興事業を支援する観光協会に対し、支援に必要な経費を補助するものであります。同じく二重丸、スイートロード事業補助金52万7,000円の補正は、砂川のお菓子の魅力でまちのイメージアップと市外消費者の誘客を図るとともに、スイートロードの知名度の向上に取り組むすながわスイートロード協議会が実施する事業が円滑に行えるよう、経費の一部を補助するものであります。同じく一つ丸、観光客誘客の推進に要する経費311万8,000円の補正は、マスメディアの活用や観光雑誌への特集記事の掲載など効果的な観光PRを行うための広告料266万2,000円であり、備品購入費5万6,000円の補正は道路交通法改正により令和5年4月1日以降自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されたことから、観光レンタルサイクル用のヘルメットを購入するものであります。また、インバウンド受入協議会補助金40万円の補正は、インフルエンサー招聘、現地プロモーション事業等を実施する協議会に対し補助するものであります。おなじく二重丸、地方創生臨時交付金事業（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分）に要する経費の観光振興対策事業、スイートロード事業補助金177万2,000円の補正は、地方創生臨時交付金を活用し、まちなか回遊を促進し、にぎわい創出や地域の活性化につなげるため、市内飲食店やスイートロード協議会加盟店、観光拠点と連携した大規模なデジタルスタンプラリーを開催する経費の一部を補助するものであります。

次に、40ページ、同じく5目駅前地区整備事業費で二重丸、駅前地区整備事業費594万円の補正は、施設内のさらなるバリアフリー化の推進を図り、利用者の利便性を向上させるため、エレベーター設置等に係る実施設計の追加設計を行うものであります。

次に、42ページ、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費で二重丸、道路橋梁の修繕工事費3,360万2,000円の補正は、袋地地区排水流末修繕工事、東1線ほか3路線排水修繕工事、焼山一の沢線のり面改修工事を行うものであります。

同じく3目道路橋梁新設改良費で二重丸、道路橋梁新設改良事業費2億8,358万7,000円の補正は、市道5路線の改良舗装工事、1路線の舗装改修工事、2路線の舗装工事及び3路線の改良舗装工事の委託を行うものであります。

次に、44ページ、同じく3項1目河川費で二重丸、護岸改修事業費5,271万円の

補正は、融雪及び大雨による増水によって護岸が崩れた樋口川及び南5号川の護岸改修工事を行うものであります。

同じく4項2目公園管理費で一つ丸、公園の維持管理に要する経費2,155万4,000円の補正は、公園管理の観点から中央公園のプラタナスを剪定する修繕料32万6,000円であり、工事請負費2,064万1,000円の補正は公園施設長寿命化計画に基づく南吉野公園、晴見公園、やまびこ公園、新石山公園、西公園、オアシスパークの6公園の遊具の修繕工事、南吉野公園及び晴見公園の遊具の更新工事、中央公園の照明LED化改修工事、こもれびのプラザの東トイレ外壁改修工事、晴見地区緑地のり面復旧工事を行うものであり、備品購入費58万7,000円の補正は雑木伐採用のエンジンチェーンソーの購入及びパークゴルフ場石狩川コース用の洋式簡易トイレを購入するものであります。

次に、46ページ、同じく5項1目市営住宅管理費で一つ丸、市営住宅の管理に要する経費の工事請負費5,472万5,000円の補正は、宮川団地解体工事、宮川西団地屋根改修工事、宮川中央団地非常用照明LED化改修工事、北光団地物置等火災復旧工事を実施するものであります。同じく一つ丸、改良住宅の管理に要する経費6,162万8,000円の補正は、宮川中央団地のベランダ内部への屋根雪侵入と窓ガラスの割れを防ぐための雪害対策を実施するための宮川中央団地雪害対策業務委託料817万9,000円であり、工事請負費5,344万9,000円の補正は宮川中央団地の内部改修工事、共用部階段手すり等設置工事、物置改修工事、灯油タンク改修工事を実施するものであります。

次に、48ページ、10款教育費、1項2目事務局費で一つ丸、砂川高校の支援に要する経費の国際交流授業補助金50万円の補正は、砂川高校では民間団体の協力により、ウェブを利用した海外高校生との交流が行われるなど特色ある授業が進められており、今後も生徒たちが国際的な学習環境に触れ、親しみ、語学力やコミュニケーション能力の向上を図るなどの特色ある教育活動に取り組めるよう補助するものであります。同じく一つ丸、その他事務局に要する経費の用地買収費446万1,000円の補正は、空知太小学校の敷地内にある国有地は学校敷地として使用している場合に限り取得価格が減額されることから、学校用途で使用している間に土地を取得するものであり、所在は砂川市空知太西5条6丁目63番、地目は宅地で、3,431.34平方メートルであります。附属説明資料として国有地買収図を添付しておりますので、後ほど高覧願います。

同じく3目義務教育学校建設事業費で二重丸、義務教育学校建設事業費623万7,000円の補正は、令和8年に市内小中学校を統合し、義務教育学校を開校するに当たり、既存什器等の転用や購入に係る調査、計画、ネットワーク環境や設備などの専門業者等と建設工事業者との調整、移転に係る移転計画の策定等、必要となる移転支援業務等を委託するものであり、令和5年度から8年度までの継続事業であります。

同じく2項1目小学校管理費で一つ丸、学校の管理に要する経費の工事請負費999万9,000円の補正は、昭和53年に建設された空知太小学校旧教頭住宅及び昭和52年に建設された北光小学校旧校長住宅の解体工事であり、それぞれ老朽化が著しく、空き家となり、今後の利用見込みもないことから、解体するものであります。同じく二重丸、ICTシステム導入に要する経費1,109万円の補正は、小学校においてICTの活用を促進するため、保護者と学校間の連絡や情報共有が相互に可能な学校保護者間連絡用ICTソフトを利用するシステム使用料39万4,000円、安定した運用を進めるため、校務用パソコン30台を更新する備品購入費1,069万6,000円であります。

次に、50ページ、3項1目中学校管理費で二重丸、ICTシステム導入に要する経費428万5,000円の補正は、小学校と同様に中学校においてICTの活用を促進するため、保護者と学校間の連絡や情報共有が相互に可能な学校保護者間連絡用ICTソフトを利用するシステム使用料20万6,000円、安定した運用を進めるため、校務用パソコン10台を更新するほか、ICTソフトの導入に併せ、スクールバスの乗降管理をするための端末等を購入する備品購入費399万5,000円、スクールバス運行用端末の通信費7万4,000円などであります。

同じく4項1目社会教育費で一つ丸、文化財保護に要する経費の史跡記念碑、標柱等修繕料122万円の補正は、砂川市の史実を伝えるため市内に設置している史跡記念碑、標柱等は計画的に修繕を行っており、経年劣化が見られる記念碑等3基、標柱3か所の修繕を行うものであります。同じく一つ丸、芸術文化事業に要する経費のみんなの音楽まつり補助金28万3,000円の補正は、砂川市文化協会が開催する子育て世代や障害者など福祉関係団体、グループを対象に実施している砂川市みんなの音楽まつりの経費の一部を補助するものであります。同じく一つ丸、地域交流センターの運営管理に要する経費6,833万2,000円の補正は、大ホール等照明LED化改修工事及び大ホール音響設備改修工事であり、設備を計画的に更新することにより施設環境の充実と施設の長寿命化を図るものであります。

同じく2目公民館費で一つ丸、公民館の管理に要する経費のインターネット通信環境整備委託料260万円の補正は、現在設置されているインターネット環境は1階に限定されていることから、全館でWi-Fiを利用できる環境を整え、利用者の利便性の向上を図るものであります。

次に、52ページ、同じく5項1目市民スポーツ推進費で一つ丸、体育振興及び指導に要する経費のスポーツ教室指導謝礼34万円の補正は、スポーツ団体活動の充実を図るため、オリンピックの女子バスケットボールで銀メダルを獲得した日本代表メンバーの三好南穂氏を講師に招き、市内小中学生や指導者を対象とした教室を開催するための経費であります。同じく一つ丸、海洋スポーツの振興に要する経費の備品購入費23万5,000円の補正は、令和4年に購入したメガサップ（パドルボード）は利用者から好評をいただ

き、艇庫利用者増に寄与しており、さらなる利用ニーズに応えるため、新たに1艇購入するものであります。

同じく2目体育施設費で一つ丸、総合体育館の管理に要する経費のトレーニングルーム等空調設備整備工事費413万6,000円の補正は、トレーニングルームには開閉できる窓が1か所しかなく、季節によっては室温や湿度が上昇し、適切な環境を確保することができないことから、空調設備を設置するものであり、また併せて事務室についても空調設備を設置し、執務環境の向上を図るものであります。同じく一つ丸、海洋センターの管理に要する経費の暖房設備改修工事費3,081万1,000円の補正は、改修から15年以上経過し、経年劣化が進んでいる温風暖房機についてB&G財団の支援を受けて全面的な改修工事を実施するものであります。

同じく6項1目給食センター費で二重丸、地方創生臨時交付金事業（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分）に要する経費の食材価格高騰対策事業、食材価格高騰対策補助金424万1,000円の補正は、学校給食における食材等の物価高騰による保護者の負担を増加させないよう、地方創生臨時交付金を活用し、価格高騰分を給食費に転嫁することなく、これまで同様の給食を提供するものであります。同じく二重丸、学校給食費無償化補助金3,667万9,000円の補正は、子育てに係る経済的負担の軽減のため、誰もが子供を産み育てやすい環境を目指し、令和5年8月から児童生徒の学校給食費を無償するものであります。

次に、54ページ、12款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金で一つ丸、過年度過誤納還付金の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金返還金1,444万5,000円の補正は、令和3年、4年の住民税非課税世帯等への臨時特別給付金支給事業及び令和4年の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業に係る国庫補助金における受入れ超過額について返還するものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては7ページ、総括でご説明申し上げます。13款分担金及び負担金で6万8,000円の補正は、子ども通園センター費負担金であります。

次に、15款国庫支出金で1億3,759万1,000円の補正は、宮川西団地屋根改修事業費などに係る社会資本整備総合交付金事業費補助金、空知太小学校旧教頭住宅解体事業費などに係る空き家対策総合支援事業費補助金、地方創生臨時交付金事業費補助金、デジタル田園都市国家構想交付金事業費補助金、3歳児健診視覚検査事業費に係る母子保健医療対策総合支援事業費補助金であります。

次に、16款道支出金で3,530万7,000円の補正は、中山間地域等直接支払事業費などに係る農業奨励費補助金であります。

次に、19款繰入金で3億3,388万9,000円の補正は、財源調整のための財政調整基金のほか、各事業の実施に伴い、まちづくり事業基金、社会福祉事業振興基金、森



林環境整備基金をそれぞれ目的に合わせ、繰り入れるものであります。

次に、２１款諸収入で３，７５８万７，０００円の補正は、地域海洋センター修繕助成金及び公営住宅火災共済防火補助金であります。

次に、２２款市債６億４４０万円の補正は、公営住宅改修事業等に係る土木債、道路整備事業、ごみ処理場整備事業、駅前地区整備事業に係る過疎対策事業債、空調設備整備事業等に係る緊急防災・減災事業債、護岸改修事業等に係る緊急自然災害防止対策事業債、公園遊具更新事業に係る公共施設等適正管理推進事業債、照明ＬＥＤ化改修事業に係る脱炭素化推進事業債であります。

以上が歳入であります。

なお、５６ページに継続費に関する調書、５８ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で各議案の提案説明を終わります。

#### ◎休会の件について

○議長 多比良和伸君 お諮りします。

６月２２日は、議案調査等のため本会議を休会にしたいと思っております。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、６月２２日は休会することに決定しました。

#### ◎散会宣告

○議長 多比良和伸君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前１１時２２分